

伝統産業・地場産業の事業者に 支援金を給付します



(伝統産業品等づくり手支援金給付事業)

日本一の紙のまちである四国中央市の伝統産業及び地場産業に携わる事業者に、支援金を給付することにより、伝統産業等の継続的な維持発展を支援します。

対象取扱品目

水引、水引製品（金封・結納品・水引工芸品）、伊予手すき和紙、書道用紙

※新対象品目 6/25～ 水引製品（奉書紙・薄葉紙・箔押印刷）

太鼓台飾り刺繍幕、手染め織物

支給対象

以下の3点を満たす事業者（個人事業主を含む。）

- ・市内に本店があり、上記取扱品目の製造・加工・卸売をしている。
- ・令和2年4月1日時点において市内で営業を開始し、現に営業している。
- ・市税を滞納していない（猶予を除く。）



支援金の額

会社 50万円

個人事業主 10万円



申請手続

市産業支援課窓口へ

「支援金支給申請書」と必要書類を添えて申請して下さい。（郵送可）

※必要書類については、「伝統産業等づくり手支援金申請書類チェックリスト」を参照

申請受付期間: 令和3年4月1日～7月30日

【問合せ先】

四国中央市 経済部 産業支援課 緊急経済対策係（28-6186）